

第8章 学生支援

本章では、まず、学生入学時の各種ガイダンス、学生の履修指導、学習相談・助言体制の状況等について教務関連指導の立場よりまとめる。次いで、学生の自主的学習を支援する環境整備とサークル・課外活動等への支援の状況、及び健康・生活相談、進路・就職相談など、日常の学生生活・厚生面での支援状況についてまとめ、自己評価する。授業料の免除や奨学金の受給と返還免除など、特に経済的支援については具体的データを明示して状況を説明する。

8-1. 履修指導及び学習相談・助言体制等

8-1-1. ガイダンス等の実施

(学部)

1 年次においては、入学時に学部・学科ガイダンスを実施している。学科別に卒業要件が異なるため、学部ガイダンスでは「学生便覧・授業計画」を用い全般的な履修説明を行い、学科ガイダンスにおいて、「学科ガイドブック」を用い、学科・各分野の詳細な履修説明を行っている。また、農学を俯瞰する科目として「農学概論Ⅰ・Ⅱ」を初年次に配当し、農学概論Ⅰで農学の概略を、農学概論Ⅱで農学を構成する様々な学問領域を講義し、科目選択の決定と学習意欲の向上の手助けとしている。

2、3 年次についても、年度当初に各学科別に詳細なガイダンスを行っている。3 年次については、分野分属のための希望分野調査を数ヶ月にわたり実施し、学科長等による個別指導・調整も含め、きめ細かな専門分野決定の指導を行っている。なお、3 年次進学時には、学科長の面談、学科間の調整のうえ、転学科を許可する制度を設けている。

(大学院)

本研究科では、入試時に専門種目（分野）が決定するので、入学時に実施する研究科・専攻ガイダンスにおいては全般的な修了要件等を説明し、詳細な履修指導は学生が所属する専門種目の指導教員が行っている。

[分析評]

入学時のみならず、各学年毎にガイダンス等の詳細な指導を行っている。分野・専門種目に分属する学生については、指導教員が適宜履修指導を適切に行っている。特に、学部学生の分野分属決定にあたっては、学科長の面談等も含め、学生が納得できる決定になるよう長期にわたり調整を行っており、適切に実施されている。

[資料]

○農学部学生便覧・授業計画 ○農学研究科学修要覧・シラバス ○ガイドブック（学部）
○新入生ガイダンス式次第

8-1-2. 学習相談、助言体制（オフィスアワー、電子メール、担任制度等）

（学部）

6 学科中 4 学科は、学年担任・クラス担任を設け、学習相談・生活相談にあたっている。残り 2 学科については、学生数が少ないこともあり、学科長がその任にあたっている。学習相談については、所属学科の学部教務委員会委員が対応することもある。個々の科目の相談については、各教員は、都合が付く限り研究室での相談に応じているので、学部としてオフィスアワー制度は導入していないが、多くの教員がシラバスにメールアドレスを掲載し、学生が相談しやすい体制を取っている。また、学科によっては、分野分属時期にオープン・ラボを実施し、分属の相談にあたっている。4 年次には、殆どの学生が分野に分属し、分属先の指導教員等が十分な指導を行っている。分野に分属しない学生については、学年担当、学科長等が相談にあたっている。このほか、研究科内に設置しているハラスメント問題窓口相談員が、修学上の要望に関する相談にも応じている。

（大学院）

大学院学生は、入学時から専門種目（分野）が決定し、指導教員が定められる。学習相談や研究に関する助言は、指導教員及び当該専門種目の教員により随時行われている。また、相談の内容によっては、専攻長、ハラスメント問題窓口相談員があたることもある。なお、相談体制の強化を図るため、副指導教員制度設置の検討を行っている。

〔分析評〕

学年毎、履修科目毎等、学生の様々な状況に合わせ相談体制が整備されており、また、直接相談し難い内容等、相談内容によっては、学科長・専攻長、人権問題窓口相談員等がその任にあたっており、適切に機能しているといえる。また、学部学生を対象に行っている「授業評価アンケート」において、「質問や意見を述べる機会・教員の対応」については、5 段階評価で 4 以上の結果が出ており学生の満足度も高い。

〔資料〕

○農学部学生便覧・授業計画 ○農学研究科学修要覧・シラバス ○平成 22 年度学部学生指導体制 ○ハラスメント問題窓口相談員名簿 ○平成 21 年度授業評価アンケート報告書

8-1-3. 学生の学習支援ニーズの把握

（学部）

各科目の学習に関する学生のニーズについては、平成 20 年度後期から、全科目について「授業評価アンケート」を実施し、担当科目の結果を教員へ周知するとともに、全体の集計結果について報告書を作成し全教員へ配付している。全般的な学習に関する学生のニーズについては、学年担当・クラス担任、学科長、学部教務委員会委員等が相談に応じ、学科教授会、学部教務委員会等で当該ニーズの情報を共有し対応策を検討・実現している。また、農学部学生自治会常任委員会が、学生からの要望の窓口になり、関係教員等との意見交換・交渉を

通して、要望の実現を図っている。

(大学院)

個々の学生の修学上のニーズは、所属する専門種目（分野）の指導教員等が的確に把握している。また、専攻長、ハラスメント問題窓口相談員等の相談を通して、修学上のニーズを把握する場合もある。

[分析評]

学習支援に関する学生の要望は、「授業評価アンケート」、各種相談体制を通して適切に把握されている。学生自治会を通じてのニーズについても、平成 21 年度に学部自習室の増設、及び定期試験時期の開室時間延長の実現等、ニーズに応えるよう適切に処理されている。平成 22 年度に設置した WEB 上での学生のニーズ調査システムについても、今後、さらに適切な把握が期待できる。

[資料]

○平成 21 年度授業評価アンケート報告書 ○農学部学生自治会規約 ○農学研究科／農学部 Web ポスト

8-1-4. 留学生、他大学からの入学・編入学生、社会人学生、障がいのある学生等への学習支援

(学部)

正規課程に在籍する外国人留学生数は、ここ数年来、10 名程度とほぼ一定である。国費留学生は、日本語予備教育を終えた者であり、私費外国人留学生については入学試験に日本語を課しているため、ともに入学時に日本語能力を有しており、特に、他言語による授業科目は提供していない。しかし、日本人学生と比べ、修学上、生活上のハンデを背負うため、国際交流室を設置し、支援を行っている。同交流室は、4 名の教員、2 名の事務職員、1 名の非常勤日本語講師で組織されており、学習支援のみならず、語学・生活面を含めた幅広い相談・助言等、各種行事の実施等を行っている。また、入国後 2 年間は、個々の留学生にチューターを配置し、同じ学生の視点による学習・生活相談にあたり、同時に、国際交流室にも 20 名（1 人 4 時間）のチューターを配置し、留学生全員の支援にあたっている。

障がいのある学生については、入試時に事情を聴取し、入学後の支援について全学組織の身体障害学生相談室等と協議しながら対応を図っている。平成 22 年度に、在学生在が交通事故により障がいを持つことになり、平成 23 年度の復学に対応するため、学生支援室の設置を予定している。

なお、社会人入試、編入学試験は本学部では実施していない。

(大学院)

非正規学生も含めて、例年約 100 名程度の外国人留学生が在籍するが、日本語ができない

学生も多く、従前から所属専門種目（分野）や比較農業論講座で英語対応により各種支援を行っている。また、入国後1年間は留学生チューターを配置している。平成21年11月から教務事務に英語対応の可能な特定職員を採用し、窓口での英語対応、印刷物・掲示等の英文化、英文ホームページの強化を行っている。

修士課程・博士後期課程の社会人入試、博士後期課程の編入学試験を実施し、入学者に対しては、入学時の研究科・専攻ガイダンスを行うとともに、所属専門種目における指導教員等の修学支援を行っている。

障がいのある学生については、入試時に事情を聴取し、入学後の支援について全学組織の身体障害学生相談室等と協議しながら対応を図っている。平成21年度に該当学生1名が入学したが、面談により状況を調査し、スロープ及び階段手すりの設置を行った。

[分析評]

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生については、個々の状況に合わせ適切に対応していると考えられる。日本語のできない外国人留学生に対しては、英語のみで学位が取得できる「農学特別コース」の設置に伴い、英語による対応の強化が図られている。

[資料]

○留学生数一覧 ○農学研究科国際交流室要項 ○国際交流室新入留学生向けガイダンス資料
○農学特別コースシラバス ○京都大学フリーアクセスマップ

8-2. 自主的学習環境の整備及び課外活動等への支援

8-2-1. 自主的学習環境

研究室に分属された4回生及び大学院生に関しては、各研究室内に個人の研究スペースが与えられており、研究情報の収集に十分なレベルの電子ジャーナルを利用できる。農学研究科/農学部の図書室（平日午前9時～午後8時開室）は農学部総合館の中央部にあり、直接足を運ぶにも便利な位置にある。閲覧、検索、複写等のサービス提供はもとより、自学自習用のスペース（机・イス）も100席強が確保されている。各専攻にはセミナー室・会議室が複数設けられており、教職員の会合使用時以外は、適宜、研究室ゼミやグループ討論などに使用されている。研究室内に雑誌・書物の保管兼閲覧室やミーティングルームを有している研究分野もある。

分野（研究室）未分属の学部生（主に3回生以下）を対象に、農学部総合館内に共用の学生自習室を2室設けており（W100 前自習室と W210 セミナー室）、午前7時から午後8時までを開放している（ただし、土・日・祝休日、創立記念日、年末・年始は閉室）。さらに、W210 室については、定期試験開始2週間前から定期試験終了日の前日までの期間、開放時間を午後10時まで延長している。共用の情報機器室として、端末約60台を備えたサテライト演習室（W222/228 室）を平日の午前7時から午後8時まで開放している。これらの他に、各学科毎に自習室もしくは控え室・準備室が別途設けられている。また、一部の学科・専攻では（例：地域環境工学科・森林科学科/専攻）、コンピュータ実習室を情報端末利用や報告書・

発表資料作成のために予約制で開放している。

[分析評]

分属学部生及び大学院生については、個人の研究スペースが確保されており、図書室やセミナー室使用によって自学自習ならびにグループ討論等は行いやすく、自主的学習環境がよく整っていると考えられる。情報メディア環境も良好である。

3 回生以下の学部生についても、特に全学対象施設である附属図書館（吉田中央）が夜間や土曜日にも利用できることを勘案すれば、農学部総合館内の自主的学習環境は適度に整備できていると判断できる。なお、農学部総合館内の上記自習室・情報機器室等は防犯上から休日施錠としている。

[資料]

○農学部総合館配置図 ○農学部図書室利用案内 ○京都大学附属図書館利用案内

8-2-2. サークル・自治活動等への支援

主として学部生に係るサークル活動の支援には、専ら全学規模で学生部が対応している。部局内の支援の例としては、「農学部総合館中庭を育てる会」に対して部局環境整備費より財政的援助を行っている。農学研究科/農学部では総合館の改修（平成 17～20 年度）に伴って平成 20 年度より中庭の再整備を行っているが、当該サークルは、造園・環境デザイン学に関心を持つ学生（＋有志教職員）が主体となって庭の手入れ・清掃活動を定期的に行っている。なお、中庭（西側）の新規造園事業は学内学生からのデザイン公募でコンペによるものであった。

その他の定常的學生サークル活動などへの部局支援として、建物内外に専用の連絡用掲示板を設置している。農学部学生自治会に対しては、部局運営会議（執行部）と自治会との協議により、自主活動のための部屋の貸与、什器類の援助等の便宜が図られている。単発的な課外活動についても、申し出により、セミナー室等の施設の利用は可能である。

[分析評]

学生のサークル・自治活動等については、学生部と当該部局が施設・設備の時間的/空間的制約の中で、可能な範囲で真摯に対応しており、課外活動への支援は概ね適切に行なわれていると判断する。

[資料]

○農学部総合館中庭の造園図 ○農学部総合館平面図

8-3. 生活・進路・就職相談、及び経済面の援助

8-3-1. 学生の健康・生活相談、進路・就職相談への対応

学生の健康管理は全学機関の保健管理センターが対応し、定期健康診断等を実施し、本学学生の健康の維持・増進を図っている。また、保健診療所では、学生・教職員を対象に学内

における診療活動を行っている。部局内では、化学薬品、放射線、実験動物などを扱う学生を対象に、それぞれ特別健康診断を別途に行って健康管理に尽力している。各種保険制度（学生教育研究災害傷害保険(学研災)・同付帯賠償責任保険(学研賠)）の周知も入学時のガイダンス等で行っている。特に海外渡航に際しては、渡航届の提出とともに海外旅行保険への加入を義務づけているとともに、部局として、緊急事故支援システムへ加入している（11 章参照）。新型インフルエンザ等の期間流行性の疾病対策については、全学的な通達システムによる注意喚起と指導に加えて、部局内の授業担当教員/研究指導教員と学生、ならびに教員と部局教務掛との連絡を密にした対応策が図られている。

学生生活における諸注意については、学生生活委員会（委員長）より入学時のガイダンスにて行っている。全学レベルでは、学生生活一般に関する相談について学生センターが、ハラスメントや心理的内容を含めた個人相談についてカウンセリングセンターがそれぞれ対応する体制が整っている。特にハラスメントについては、部局内に相談窓口ならびに人権問題対策委員会を設置し、カウンセリングセンターと緊密に協力しながら対応に当たっている（第 13 章参照）。学生生活を送る上での必要な諸手続きの情報提供や相談は部局教務掛が適宜対応している。その他、学生生活全般に係る相談や事故・事件の諸事例について学生生活委員会で可能な範囲で報告し、健全な学生生活とその支援に向けた啓蒙活動に努めている。

大学院生の就職支援については、研究科の各専攻で就職担当教員（専攻長兼務の専攻が多い）が専攻事務室と連携しつつ企業や大学・研究機関等から送られてくる就職情報を管理・周知し学生の就職活動を支援するほか、各研究室の指導教員が学生個別に相談・指導を行っている。専攻によっては、むしろ研究室に直接送られてくる就職情報を基に推薦を含めた個別支援をしている場合の方が多い。なお最近では、学生自身がウェブサイトを利用して自由応募を含めた積極的な就職活動を展開する方法が併用されている傾向にある。

学部生の就職についても、学部教務掛窓口や関連する専攻の事務室において情報が提供されているが、学科毎に就職委員（学科長兼務の学科が多い）を設け、就職情報の提供を行ったり、個別の進路相談に応じたりしている。ただし、学科によっては殆んど全ての学部学生が大学院進学であり、就職相談よりむしろ進学相談に重点が置かれている場合が多い。各研究室に所属した 4 回生に対しては課題研究指導教員による個別進路指導・相談も適宜行われている。

以上の他に、全学レベルでの対応としてキャリアサポートセンターが設置されており（平成 13 年）、学生の進路・就職、キャリア形成に関する支援が行われている。当該センターには農学研究科の退職教員もサポート要員として協力している。なお、平成 23 年度に、学生の修学相談・就職相談・メンタルヘルス相談に対応するため、専門家等を配置した学生支援室を設置する予定である。

[分析評]

学生の健康・生活管理、ハラスメントや心理的相談、就職・進路相談等への各対応・支援体制は概ね適切な状況にあると判断する。個人情報や心情が絡むケースの多い事柄でもあり、

部局内にも専門のアドバイザーやアナリストを配備するのが理想であるが、限られた予算的状況下では、現教職員スタッフが誠意を持って適所で取り組んで行かざるを得ない。なお、特に博士後期課程の修了者の就職においては、専攻によっては各自の専門性を生かした第一希望の就職が多数実現されている好状況にはない。我が国の企業や公的研究所を中心とした受入側の採用・雇用及び就労待遇などの（質的）改善が望まれる。

[資料]

○入学時ガイダンス実施記録 ○新型インフルエンザへの注意喚起 ○農学部学生便覧・授業計画 ○農学研究科学修要覧・シラバス ○学生便覧（京都大学発行）

○京都大学におけるハラスメントの防止と対応について ○農学研究科・農学部ハラスメント防止・対策ガイドライン ○学生生活委員会議事録 ○農学研究科／農学部就職担当委員一覧

8-3-2. 生活支援等に関するニーズの把握

生活支援に関する学生のニーズの把握については、学生側から相談があることを前提としており、アンケート等による全体的なニーズの汲み上げ制度は本研究科/学部においては実施していない。ただし、平成 22 年度末に、農学研究科／農学部ホームページに「Web ポスト」を設置した。研究室に所属した学部 4 回生・大学院生に対しては、指導教員が個々の学生の生活支援等に関するニーズについても把握に努め、内容によって専攻の会議等で報告し可能な範囲で前向きな検討と対応が為されている。3 回生以下の学部生については、各学科長を中心に学科会議を通じて同様な対応が為されている。学科によっては 1～3 回生それぞれに担任を設けているところもある。これらの他に、教務掛窓口でも一般的なニーズ聴取が行われており、必要に応じて学生生活委員会にて検討が行われている。

全学レベルの学生部では、学生支援のための基礎データ作成のため、原則隔年毎に学生生活実態調査を行い、学生生活の実態やニーズの把握に努めている。その調査報告書（学生生活白書）は、学生部より全教員及び学生に配布公開されている。なお、学生部委員会には農学研究科より代表 1 名（教授）が委員として常時入っており、該委員会の議事内容の報告は農学研究科教授会にて定期的に行われている。また、農学研究科/農学部の学生生活委員会にもその学生部委員が常時加わっている。

[分析評]

生活支援についての学生のニーズの把握は、研究室、学科、専攻の各単位で適切に行われていると考えられる。しかし、学生からのニーズを活字媒体を通して広く聴取するための方策を講じていく努力はさらに必要と思われ、平成 22 年度に、農学研究科／農学部ホームページから学生の意見を聴取する「Web ポスト」を設置した他、平成 23 年度には学生支援室の設置を予定している。なお、全学で実施する学生生活実態調査の中で、各部局や所在キャンパス（農学研究科/農学部、北部キャンパスなど）ごとに学生からのニーズをまとめるなどの集計・解析方法の改善も図られている。

[資料]

○農学研究科／農学部就職担当教員一覧 ○京都大学学生生活白書 ○京都大学学生生活白書（別冊：自由記述編） ○学生生活委員会委員一覧 ○農学研究科教授会議事録○農学研究科／農学部 Web ポスト

8-3-3. 障がいのある学生、留学生・社会人学生等への生活支援

障がいのある学生については、入学試験時に特別な支援の必要性について調査を行い入学後の対応を図るようにしているが、現時点で特段の配慮を要する該当学生は研究科/学部内にはいない。しかし、身体障がい者用のトイレや車椅子用の出入り口・エレベーター等について、該当訪問者も想定して、適所で営繕的配慮が施されている。また、北部キャンパス北側には、理学研究科／理学部と協力して、車椅子の身体障がい者用に安全性の高い通学路を整備している。

留学生・社会人学生で特別な支援を必要とする者については、所属する専門種目（研究分野）において、指導教員をはじめとする当該分野の教員や留学生チューターが生活相談・支援を行っている。特に、本研究科では留学生の在籍数が多いため、6名の専門教職員を配した国際交流室を設置し、留学生に対する生活相談や見学旅行・料理教室・スポーツ大会等の行事開催を行っているほか、国際交流推進後援会を設けて行事等への経費補助を含む各種の留学生支援を行っている。（出身国の）後輩留学生を側面指導する留学生も増えており、一部には留学生同士のサポートネットワークのような自発形成も見られる。

なお、全学レベルにおいても、留学生については国際交流センターが、障がい者については身体障害学生相談室が、それぞれ学部・研究科と連携を取りながら支援を行える体制にある。

[分析評]

留学生や障がい者など特別な支援が必要な学生については、一般的な生活支援に関する全学の施設や制度と合わせて、部局内で対応が可能な範囲で適切に生活支援が行われているといえる。

[資料]

○農学部総合館平面図 ○北部構内図 ○入学試験募集要項 ○留学生在籍数一覧 ○国際交流室新入生向けガイダンス資料 ○農学研究科／農学部国際交流室要領 ○国際交流室 NEWS LETTER ○農学研究科／農学部国際交流推進後援会会則 ○京都大学身体障害学生相談室利用案内

8-3-4. 経済面での援助

この10年間における授業料の推移を<表 8-1>に示す。平成13、15、17年に順次値上げ改訂されて以降、6年間は据え置かれている（23年度も同額予定）。現在、学部、大学院ともに年額535,800円である。学歴上の見返りがある教育費とはいえ、学生の生活費、交通費、

書籍費を含めた教育関連費は、学生の保護者等には少なからぬ負担であるので、授業料の減免制度や奨学金の給付・免除制度等が適切に施行されなければならないであろう。

(1) 授業料免除

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業が優秀と認められる学生については、授業料の全額または半額が免除される。この制度は、京都大学通則及び授業料免除規程に基づくものであるが、平成 15 年には農学部の学業基準が定められ本免除制度に係る申し合わせがなされている。

本研究科／学部では、授業料免除について掲示ならびに電子媒体等を通じて学生に周知を行い、公正な書面審査の上で学生部へ推薦している。申請者に対しては、最終的に学生部委員会（全学対象）にて審議され、採択限度総額の枠内で免除の可否が決定される。過去 10 年間の学部生及び大学院生の免除状況は、〈表 8-2〉及び〈表 8-3〉に示すとおりである。学部では、学年当たり定員の 8.7%に相当する 209 人(平成 22 年度前・後期計)が申請し、180 人が全額または半額を免除されている。大学院では申請者、免除者の数ならびに割合がともに高くなっている（修士課程では、申請者が定員比 18.8%、免除者が同 16.6%の割合）。

なお、授業料免除のほかに、新入生に対する入学料（現行では 282,000 円）の免除及び徴収猶予の制度も設けられている。

(2) 日本学生支援機構奨学金の受給及び返還免除

日本学生支援機構奨学金制度は、日本学生支援機構（独立行政法人として平成 16 年設立）が旧日本育英会の奨学事業を継承し、修学上経済的援助を必要とする優秀な学生に対して学資を貸与または給付する制度である。この奨学金には第一種（無利子貸与）と第二種（有利子貸与）がある。本奨学金制度に関する学生への周知は、大学ホームページ、学生センターの掲示、学部/研究科におけるガイダンスと掲示等によって十分に行われている。学部 1・2 回生は学生センターで申請を受け付けており、農学研究科／農学部では 3 回生以上と大学院生の申請を受け付けている。

学部生及び大学院生の奨学金受給状況を、それぞれ〈表 8-4〉と〈表 8-5〉に示す。表中の各課程（学士、修士、博士）1 年次の学生が、それぞれの在学標準期間の開始時に受給が認められた採用者であり、高学年学生は在学途中での採用者である。データから分かるように、学部の奨学金受給者数に比べて、研究活動に専念する大学院生に奨学金受給者が圧倒的に多い。申請者の採択率に関しては、修士課程（1 年次）で 66.2%、博士課程（1 年次）では、ほぼ 100%となっている。

日本学生支援機構第一種奨学金受給者（大学院生）のうち、特に優れた業績を挙げた者を対象として奨学金返還免除制度が施行されている。特に優れた業績を挙げたと認定するに当たっての基準は、「京都大学奨学金返還免除候補者選考に係る実施要領」（平成 17 年 2 月、総長決裁）に規定されている。年度末の 1-2 月頃に研究科毎に配分される返還免除候補者推薦内示数（入学年次の学生数をベースとした按分比例による）の枠内で、各研究科から推薦順位を付けて学生部に推薦者名簿を提出し、その後、奨学金返還免除候補者選考委員会での

審議を経て京都大学全体の推薦者名簿が日本学生支援機構に送られることとなる。（被推薦者への免除可否決定通知は明け年度の6月頃である。）

農学研究科では、例年1月頃に掲示及び各専攻事務からの電子メールによって返還免除申請手続きについて学生に周知を行い、次いで2-3月頃に、各専攻内で申請のあった所属学生に対して推薦の順位付けを行っている。推薦手順は、「農学研究科日本学生支援機構第一種奨学金返還免除候補者推薦手順」（平成18年1月、研究科会議承認）に拠っている。各専攻から推薦された者の中から、学生生活委員会の審議を経て農学研究科の推薦者及び推薦順位を決定する。各専攻における推薦順位決定に際しては、「京都大学奨学金返還免除候補者選考に係る実施要領」第6条の規定に定める業績-1. 研究業績（学位論文、学術雑誌への掲載論文、著書・その他の著作物、発明、学会発表、他）；2. 授業成績；3. 補助業務実績（RA、TA等）；4. 芸術・スポーツ・ボランティア活動、その他の特記事項-を主対象とした総合的評価法を設けて公正に行われている。〈表 8-6〉には、農学研究科大学院生について、日本学生支援機構奨学金（第一種）返還免除状況を示す。この数年来、修士課程では35名前後が、博士後期課程では10名前後が推薦され、推薦者全員に対し、半額ないしは全額免除が認められている。

（3）その他

農学研究科／農学部 of 学生の中には、日本学生支援機構からの他、地方公共団体、民間育英団体・財団、企業などから奨学金を受けている者もいる。ただし、企業からの奨学金では専攻／学科や専門分野が指定されている場合が多く、また、地方公共団体の奨学金では学生の出身地域や学年等が指定されている場合もある。対象枠の拡充が望まれるところである。

特に私費外国人留学生に対する各種奨学金の推薦依頼があった場合には、「私費外国人留学生奨学金推薦順位決定手順」（農学研究科学生生活委員会承認）に従って、推薦順位を付けて推薦者を決定している。留学生の成績が優秀であることに加えて日本語能力の高いことが推薦の前提となる場合が多いことに鑑み、平成22年度からは学生生活委員会にて実施する面接の結果を推薦順位付けのための資料に採り入れている。〈表 8-7〉には、私費留学生奨学金受給状況を示した。

日本学生支援機構奨学金以外の上記各種奨学金についても、随時、研究科／学部・専攻の掲示や電子媒体等を通じて学生への情報提供を行なっている。農学部関係の学生を対象とした民間の懸賞論文等の募集もあり、その情報提供と応募推奨を行っている。

以上に述べた奨学金関係以外に、RA や TA などの教育研究支援者への採用（第3章参照）も学生の経済的支援として有効に働いている。平成22年度にスタートした国際化拠点整備事業（G30）の農学特別コースの留学生（第11章参照）についても、予算の許容しうる範囲内で出来るだけ多数の者にRA・TAを割り振って経済的支援を行っている。

また、大学院生の国際会議・研究集会等への参加発表に際して、各指導教員の各種研究費からの援助以外に、「京都大学農学部教育研究基金」による渡航費・滞在費等への部分援助を行っている。申請書類を基に運営会議で審査し、これまでに、平成18年度2件、平成19年度6件、平成20年度5件、平成21年度7件、平成22年度5件の支援実績がある（1件当たり約10～20万円支給）。

[分析評]

授業料・入学料免除制度、各種奨学金制度（日本学生支援機構、地方公共団体奨学金、民間財団等奨学金）については、本学ならびに農学研究科／農学部のホームページ、学内掲示、ガイダンス等により、学生への十分な周知が行われている。各種奨学金受給者の推薦や返還免除者の選定は、委員会等による厳正な審査によって決定されており、適切に行われている。RA・TAなどの教育研究支援者への採用も経済支援として有効に働いていると判断するが、採用枠の拡充に向けた国政レベルでの支援強化が望まれる。農学研究科大学院生への国際研究集会等参加助成（平成18年度以降）も順調に学生支援制度として機能していると考えるが、本研究科/学部独自の更なる経済支援策について検討する努力は続けるべきであろう。

[資料]

○農学部授業料免除、入学料免除、及び入学料徴収猶予における学業基準についての申し合わせ ○農学研究科/農学部ホームページ ○「京都大学奨学金返還免除候補者選考に係る実施要領」（H17年2月総長決裁） ○農学研究科日本学生支援機構第一種奨学金返還免除候補者推薦手順（H18年1月研究科会議承認） ○私費外国人留学生奨学金推薦順位決定手順（農学研究科学生生活委員会承認） ○学生生活委員会議事録 ○京都大学農学部教育研究基金運用内規

＜表 8－1：授業料の推移＞

年 度	学 部	大学院	聴講生	研究生
			(1 単位)	(月 額)
平成13	496,800	496,800	13,800	27,600
平成14	496,800	496,800	13,800	27,600
平成15	520,800	520,800	14,400	28,900
平成16	520,800	520,800	14,400	28,900
平成17	535,800	535,800	14,800	29,700
平成18	535,800	535,800	14,800	29,700
平成19	535,800	535,800	14,800	29,700
平成20	535,800	535,800	14,800	29,700
平成21	535,800	535,800	14,800	29,700
平成22	535,800	535,800	14,800	29,700

＜表 8－2：学部学生の授業料免除状況＞
(上段：出願者数、中段：全学免除者数、下段：半額免除者数)

年 度	1回生		2回生		3回生		4回生	
	前	後	前	後	前	後	前	後
平成13	16	18	21	18	31	32	32	22
	6	9	7	6	9	13	11	9
	6	2	1	2	10	9	3	4
平成14	19	20	14	18	18	13	30	30
	7	7	4	4	5	4	11	13
	1	2	1	1	1	0	4	1
平成15	26	27	17	21	13	16	13	17
	13	13	8	8	5	6	4	6
	2	4	3	2	2	4	2	4
平成16	25	22	22	22	18	21	21	26
	9	7	6	12	3	6	11	9
	7	10	9	6	11	8	7	11
平成17	22	25	24	18	23	24	21	24
	12	14	5	5	6	10	6	9
	8	9	9	10	10	5	8	6
平成18	18	15	29	27	21	19	23	29
	9	10	7	11	3	6	11	15
	5	4	11	7	12	9	8	7
平成19	22	23	18	18	25	27	20	21
	12	14	9	8	12	16	5	7
	4	6	3	8	9	8	17	8
平成20	14	17	28	22	21	18	23	29
	1	3	6	8	5	5	5	10
	10	10	17	11	11	11	17	14
平成21	16	13	15	17	28	30	20	25
	1	3	1	4	3	8	2	4
	13	8	13	12	22	22	16	14
平成22	27	23	17	21	22	24	35	40
	2	2	1	2	2	2	4	2
	19	18	13	18	16	18	28	33

＜表 8－3：大学院学生の授業料免除状況＞
（上段：出願者数、中段：全学免除者数、下段：半額免除者数）

年度	修士 1 年		修士 2 年		博士 1 年		博士 2 年		博士 3 年	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
平成 13	69	55	48	43	37	27	40	37	75	65
	32	33	13	12	15	13	19	18	35	33
	8	9	11	8	6	4	7	4	9	8
平成 14	48	41	52	50	34	29	28	27	57	56
	14	14	20	22	7	10	9	9	27	32
	6	7	7	7	6	4	3	6	9	14
平成 15	50	31	36	43	40	32	24	23	39	32
	21	18	11	16	20	23	10	10	16	16
	4	3	7	9	5	5	2	2	6	3
平成 16	47	38	17	32	32	21	31	29	26	24
	17	16	13	17	11	5	10	10	6	5
	16	19	9	12	11	12	13	15	10	14
平成 17	50	43	41	40	39	32	22	20	37	38
	14	17	9	14	17	18	4	4	15	19
	19	18	22	18	15	13	14	14	16	15
平成 18	38	31	33	35	15	19	32	33	46	41
	8	12	12	17	8	8	7	13	15	13
	14	11	17	13	7	10	22	16	23	20
平成 19	46	35	25	26	17	18	18	19	40	44
	16	21	10	14	7	8	8	9	15	20
	18	11	9	5	9	8	9	9	19	18
平成 20	40	30	35	41	26	22	18	17	38	35
	3	4	11	16	2	3	4	5	7	9
	26	23	21	19	19	18	12	11	25	22
平成 21	48	45	34	32	19	13	29	28	31	30
	8	17	3	8	0	0	2	2	2	3
	36	27	24	21	16	13	26	25	25	20
平成 22	60	50	45	43	27	23	16	17	40	37
	8	8	4	4	2	3	0	0	2	2
	43	37	35	36	23	19	16	16	35	34

＜表 8－4：学部学生の日本学生支援機構奨学金受給状況（採用者数）＞

年度	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生	
	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種
平成 13	37	30	2	6	1	5		6
平成 14	18	27		5	1	13		3
平成 15	34	16	12	1	7	5	3	1
平成 16	26	39	1	4	1	5		3
平成 17	39	36	2	10		7	1	1
平成 18	43	40	1	14		5	1	5
平成 19	39	59	4	11	1	8	2	3
平成 20	29	46	4	14	1	15	2	9
平成 21	37	27	4	11	6	7	4	5
平成 22	32	15	3	6	1	4		3

＜表 8－5：大学院学生の日本学生支援機構奨学金受給状況（出願者数／採用者数）＞

年度	修士 1 年		修士 2 年		博士 1 年		博士 2 年		博士 3 年	
	出願者数	採用者数	出願者数	採用者数	出願者数	採用者数	出願者数	採用者数	出願者数	採用者数
平成 13	201	154	7	7	50	50	4	4		
平成 14	153	121	6	6	65	65	1	1		
平成 15	139	120	14	14	62	62				
平成 16	198	139	5	5	40	40	1	1		
平成 17	187	123	7	7	42	42	2	2		
平成 18	170	120	11	11	34	34				
平成 19	219	130	5	5	32	32			1	1
平成 20	231	133	8	8	30	29	1	1		
平成 21	238	127	13	13	20	20	4	4		
平成 22	204	118	8	8	25	25				

＜表 8－6：大学院学生の日本学生支援機構奨学金(第1種)返還免除状況＞

年度	修士課程				博士後期課程			
	出願者数	推薦者数	全額免除者数	半額免除者数	出願者数	推薦者数	全額免除者数	半額免除者数
平成17	41	41	14	27	8	4	2	2
平成18	30	26	8	18	24	14	5	9
平成19	46	31	10	21	27	14	4	10
平成20	63	38	13	25	19	10	3	7
平成21	70	33	11	22	18	9	4	5
平成22	65	43	14	29	20	10	3	7

＜表 8－7：私費留学生奨学金受給状況＞

年度		学部				修士課程		博士後期課程			研究生等
		1年	2年	3年	4年	1年	2年	1年	2年	3年	
平成16	学習奨励費	1	1	1		5	4	2			
	民間奨学金等			1		1		1	1	1	
平成17	学習奨励費				1		3	5	1	5	
	民間奨学金等		1		1	1	1		1	3	
平成18	学習奨励費				1	1	3	1	4	2	
	民間奨学金等	1		2	1	2	3	1	2	2	
平成19	学習奨励費			1		1	2	2	1	4	
	民間奨学金等	1	1	2	1	2	2	1			1
平成20	学習奨励費	1	1			2	2	2	1	2	
	民間奨学金等		1	3		2	2	1	1	1	
平成21	学習奨励費		2			6	3	1	2	2	4
	民間奨学金等			1	1	2	3	1	3	1	
平成22	学習奨励費	1		1		2	4	3			
	民間奨学金等				1	1	3	2		3	2